

調達要求番号：5N5U1A10029

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号		仕 様 書 番 号
業 務 車 賃 貸 借		福島地本 — Z 2 0 0 0 7 0
	作 成	令和 7 年 1 1 月 4 日
	変 更	
	作成部隊等名	自衛隊福島地方協力本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊福島地方協力本部が実施する募集広報用業務車の賃貸借役務（以下“リース”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1 普通自動車

この仕様書においては、道路運送車両法施行規則第2条における別表第1の基準を満たす四輪乗用車を指す。

1.2.2 メンテナンスリース

この仕様書においては、車両管理業務の他、車両整備・定期点検・一般整備や消耗品交換も行うカーリース契約方式を指す。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S D 0 1 0 1 自動車の種類に関する用語

J I S D 0 1 0 2 自動車の用語－自動車の寸法，質量，荷重及び性能

J I S P 0 1 3 8 紙加工仕上寸法

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備等一般共通仕様書

c) 法令等

道路運送法（昭和26年法律第183号）

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）

貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて（国自旅第286号（平成18年3月30日））

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約相手方は乗用車を官側の定めた期間，リース契約で貸し出すものとする。リース方式はメンテナンスリース方式とし，この仕様書に規定していない事項は，契約相手方が規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

2.2 車両の仕様

リース契約で官側に貸し出す車両の仕様に関する要求事項は表1（別紙）のとおりとする。なお車体外装及び内装に著しい傷や破損があってはならない。但し、軽微な傷等は除くものとする。

2.3 リースに伴う諸費用

リース料にはリース期間中における表2に記載する費用を含むものとする。

表2－リース諸費用

費用項目	備考
登録諸費用（納車費用含む。）	車両の保有者は契約相手方又はリース会社とする。
自動車損害賠償責任保険料及び任意保険料	任意保険の内容については2.4による。
法定点検整備費及び契約相手方の定める点検整備費	点検時の納車及び引き取り費用を含む。
点検整備時に交換・補充した部品・消耗品等の費用及び交換費用	
通常消耗品の部品代及び交換費用	通常消耗品の内容はバッテリー、エンジンオイル及びオイルエレメントとする。
スタッドレスタイヤ（夏用タイヤ）の履き替え費用	スタッドレスタイヤであること
官側に過失の無い故障の修理費	公道及び私有地駐車場におけるパンク、経年劣化による車両故障等を指す。
上記の点検整備及び故障修理（事故による修理を含む。）に伴う代車の提供費用	代車については表1（別紙）の内容を満たす車両とする。

2.4 任意保険料

リース料にはリース期間中の任意保険料も含むものとし、任意保険の内容は表3の内容を満たすものとする。

表3－任意保険内容

項目	補償額等	免責	備考
対人	無制限	0万円	自賠責保険3,000万円を含む。
対物	無制限	0万円	
車両	時価	0万円	
人身傷害補償	3,000万円まで		1名あたりの補償額とする。
年齢条件	26歳未満不担保		

2.5 借上げ期間及び借り上げ台数

車両のリース期間及び台数については、表4のとおりとする。

表4－リース期間及び台数

リース期間	台数
令和7年12月5日（金）1500～ 令和7年12月6日（土）1900	1台

2.6 引渡し場所及び返納場所

車両の引渡し場所及び返納場所については、契約相手方施設で実施する。

2.7 燃料

契約相手方は車両を全て燃料が満タンの状態で官側に引渡し、官側は車両を燃料が満タンの状態で契約相手方に返納する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 役務完了報告書

契約相手方は、月毎に表5に定める書類を提出するものとする。

表5—提出書類

書類名	提出部数	提出先	備考
役務完了報告書	1部	契約担当官	書類はJIS規格A4版とする。内容については官側が示す役務完了報告書とする。

4.2 納入書類

契約相手方は、車両納入時に表6に定める車両の外装全周及び内装の状態を確認した書類を官側に納入するものとする。

表6—提出書類

書類名	提出部数	提出先	備考
車両状態チェックシート	1部	契約担当官	契約相手方の任意の様式とする。

4.3 保険適用に関する契約相手側への連絡について

官側が自動車損害賠償責任保険及び任意保険を適用する場合には、事故等発生後速やかに契約相手方に連絡するものとする。

4.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による

表1－業務車の仕様

項目	仕様	備考
車種	普通自動車	道路運送車両法施行規則第2条における別表第1の基準を満たすものであること。
排気量	2,700cc以下	
寸法	全長5400mm以下 全幅1900mm以下 全高2300mm以下	
乗車定員	10名	
駆動方式	四輪駆動方式	前後トルク配分については問わない。
変速機	オートマチックトランスミッション	CVT方式も可とする。
年式	初度登録から10年未満	
車体色	白または黒	
燃種	レギュラーガソリンまたは軽油	
車両装備	エアバック（運転席・助手席） アンチロックブレーキシステム 冷暖房機能 パワーステアリング ラジオ（AM・FM対応） サンバイザー（操縦席・助手席） フロアマット（全席） ETC車載器 電動開閉式の窓（全席）	車両の標準装備に含まれる場合、別途取り付けは要しない。
付属品, 予備品	携行工具1組	製造者標準品とする。
	非常信号灯及び三角停止板各1本	国土交通省保安基準適合品とする。 なお、非常信号灯はリース契約終了時に有効期限内であれば非常発煙筒でも差し支えない。
	スペアタイヤ1本またはパンク修理キット1組	スペアタイヤについては製造者標準品とし、ホイール付きであること。また修理キットの場合、走行が継続できる仕様であること。